

参考事例①

夫 会社員 月収 170,000円
妻 パート 月収 80,000円
子 中学1年生
子 小学6年生

夫は、令和4年度住民税均等割が課税されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け給料が減少し、令和4年8月分給与収入が170,000円であった。

(夫) 8月分給与収入170,000円×12カ月＝2,040,000円・・・推定年収

※収入が高い方が主たる生計者（今回は**夫**のほうが収入が高いので夫が主たる生計者）

(妻) 8月分給与収入80,000円×12カ月＝960,000円・・・推定年収

※年間収入が103万円以下のため扶養親族になる

(夫の推定年収)

2,040,000円

(住民税均等割非課税給与収入限度額)

< 2,327,000円

夫は**妻**と子2人を扶養しているため、**夫**の扶養人数は、**夫+妻+子+子=4人**となる。

| 本人と扶養の合計人数 | 給与収入の場合の目安 | | 営業・不動産等の所得の限度額 |
|------------|------------------|-----------|----------------|
| | 年間(1月～12月)の収入限度額 | 月収の限度額 | |
| 2人 | 146.9万円以下 | 約12.2万円以下 | 91.9万円以下 |
| 3人 | 187.7万円以下 | 約15.6万円以下 | 123.4万円以下 |
| 4人 | 232.7万円以下 | 約19.3万円以下 | 154.9万円以下 |
| 5人 | 277.7万円以下 | 約23.1万円以下 | 186.4万円以下 |
| 6人 | 322.7万円以下 | 約26.8万円以下 | 217.9万円以下 |



推定年収が限度額以下のため**支給可**

給付額 児童1人**50,000円**×2人＝100,000円

